

調理師制度功労者及び調理業務功労者知事表彰実施要綱

1 目的

調理業務に従事し、調理技術の発展及び調理師の資質向上に努め、食生活改善事業の普及向上に功労のあった者の労苦に報いるため知事表彰を行い、もって栄養行政の一層の推進に資するものである。

2 表彰の種別

知事表彰

3 表彰の区分

調理師制度功労者及び調理業務功労者表彰とする。

4 表彰基準

調理師法第2条の規定に定める調理師であって、次に掲げる者とする。ただし、叙勲受賞者、褒章受賞者、同一功績により厚生労働大臣表彰及び知事表彰を受賞した者並びに県職員は除く。

(1) 調理師制度功労者

調理師の資質向上のため、組織活動等を通じ調理師制度の発展向上に特に功績があった者で、当該年4月1日において、次の各号のいずれにも該当する者。

ア 免許取得後県内で、調理の業務に10年以上従事した者。

イ 免許取得後県内の調理師関係組織の役員歴が、10年以上の者。

ウ 年齢が、50歳以上であること。

エ 次のいずれかに該当する者

① 県保健所長、県内保健所設置市保健所長、一般社団法人埼玉県調理師会長、若しくは保健所管内給食関係の組織団体の長の表彰を受けたことがある者。

② その他の多大な功績がある者。

(2) 調理業務功労者

常に第一線にあつて、実際の調理業務に従事し、調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績があった者で、当該年4月1日において、次の各号のいずれにも該当する者。

ア 免許取得後県内で、調理の業務に10年以上従事し、かつ、現に同一施設に3年以上継続して従事している者。

イ 年齢が、40歳以上であること。

ウ 次のいずれかに該当する者

① 県保健所長、県内保健所設置市保健所長、一般社団法人埼玉県調理師会長、若しくは保健所管内給食関係の組織団体の長の表彰を受けたことがある者。

② その他の多大な功績がある者。

5 被表彰候補者の推薦

保健所を設置する市の市長、県保健所長及び一般社団法人埼玉県調理師会会長は、前項の表彰基準の該当者について、総括表、推薦調書（様式1）を作成し、履歴書（様式2）及び関係書類を添えて推薦すること。

6 被表彰者の決定

前項により推薦された者については、「保健医療部表彰調整会議」において審査の上、保健医療部長が被表彰者を決定する。

原則として、表彰人員は、調理師制度功労者5名、調理業務功労者5名以内とする。

7 表彰の場所

毎年、埼玉県調理師大会において表彰する。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、健康長寿課長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和51年4月1日から施行する。

この要綱は昭和52年4月1日から施行する。

この要綱は昭和54年4月1日から施行する。

この要綱は昭和57年4月1日から施行する。

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は昭和60年12月1日から施行する。

この要綱は平成元年7月31日から施行する。

この要綱は平成7年12月1日から施行する。

この要綱は平成14年7月1日から施行する。

この要綱は平成17年8月10日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年3月11日から施行する。

この要綱は平成26年6月13日から施行する。

この要綱は令和2年3月2日から施行する。

この要綱は令和3年7月26日から施行する。